

四日市市告示第 5 8 6 号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成 6 年四日市市告示第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 融資の対象となる者は、本市内に主たる事業所又は事務所を設置し、又は有する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）（以下「法」という。）<u>第 2 条第 3 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号</u>に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1 月以内（法<u>第 2 条第 3 1 項第 1 号</u>に規定する認定特定創業支援事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6 月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 融資の対象となる者は、本市内に主たる事業所又は事務所を設置し、又は有する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）（以下「法」という。）<u>第 2 条第 2 9 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号</u>に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1 月以内（法<u>第 2 条第 2 9 項第 1 号</u>に規定する認定特定創業支援事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6 月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p>

イ 法第2条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。

(ア) から (ウ) まで (略)

ウ 上記イ(ア)に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの。

(3) (略)

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあつては0.3%)
法人代表者であつて事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、中小企業庁が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115 中庁第15号)に基づくものとする。

(5) 及び (6) (略)

イ 法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。

(ア) から (ウ) まで (略)

ウ 上記イ(ア)に規定する創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの。

(3) (略)

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあつては0.3%)
法人代表者であつて事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、中小企業庁が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115 中庁第15号)に基づくものとする。

(5) 及び (6) (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年9月2日から適用する。

(商工農水部商業労政課)